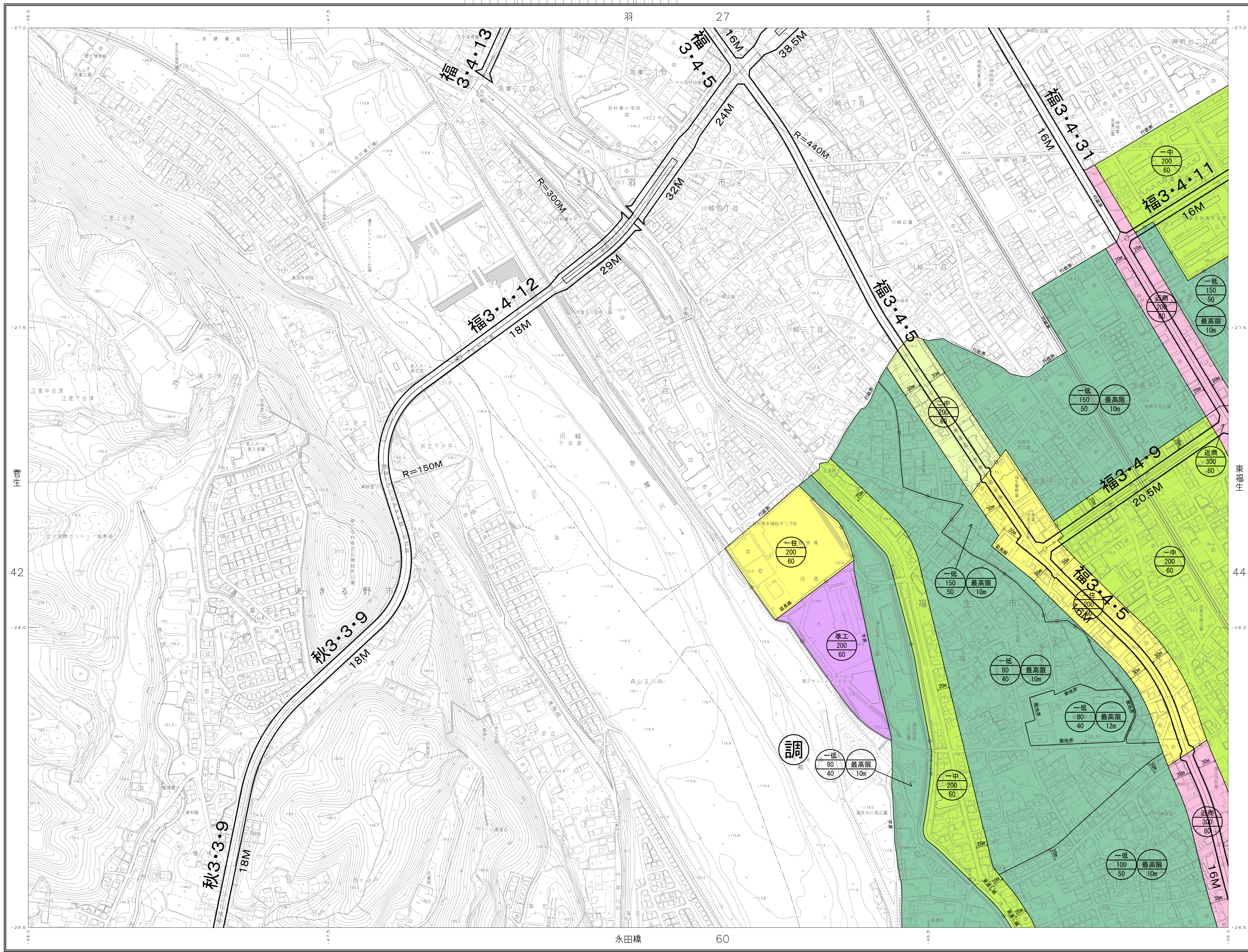
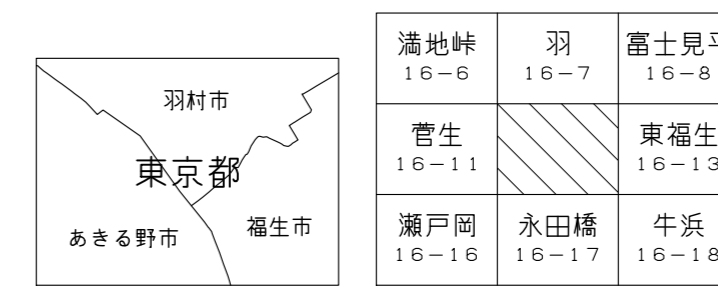


福生市 用途地域

1:2,500 福生都市計画用途地域（福生市決定）計画図 043
16-12 (IX-KC98-1) H29.3.14 (道路網製作年月日)

羽村大橋



凡例

▲ 25.5	▲ 30.0	▲ 35.0	▲ 40.0	▲ 45.0	▲ 50.0	▲ 55.0	▲ 60.0	▲ 65.0	▲ 70.0	▲ 75.0	▲ 80.0	▲ 85.0	▲ 90.0	▲ 95.0	▲ 100.0	▲ 105.0	▲ 110.0	▲ 115.0	▲ 120.0	▲ 125.0	▲ 130.0	▲ 135.0	▲ 140.0	▲ 145.0	▲ 150.0	▲ 155.0	▲ 160.0	▲ 165.0	▲ 170.0	▲ 175.0	▲ 180.0	▲ 185.0	▲ 190.0	▲ 195.0	▲ 200.0	▲ 205.0	▲ 210.0	▲ 215.0	▲ 220.0	▲ 225.0	▲ 230.0	▲ 235.0	▲ 240.0	▲ 245.0	▲ 250.0
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

一住 200 60
一低 150 50
一中 200 60
準工 200 60
一低 80 40
一低 80 40
一低 80 40
一低 80 40
一低 100 50
一低 100 50
一低 100 50
一低 100 50

凡例

第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
-------------	--------------	---------	---------	--------	------	-------

1 座落系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面座落係の座落系を適用する。

2 形状係は、建築士法第10条の規定による形状係を適用する。

3 平面座落係は、世界測地系で、内国線の外側に示すメートル単位、縮尺1:1000、縮尺1:2000、方位角の差が0.5メートル以内の場合、メートル単位の基準は、東京湾平均海面 (T.P.) である。

4 縮尺は、2メートル。

5 縮尺の基準は、2メートル。

6 方位角の基準は、方位角の測定、方位角の測定方向は、下記内閣府告示の中央線と方位角の基準線との交点を中心として、上記内閣府告示の方位角 (方位角) の測定方向を示した方向である。

7 方位角 (方位角の測定方向) に対する方位角の偏差は、東緯約10°。

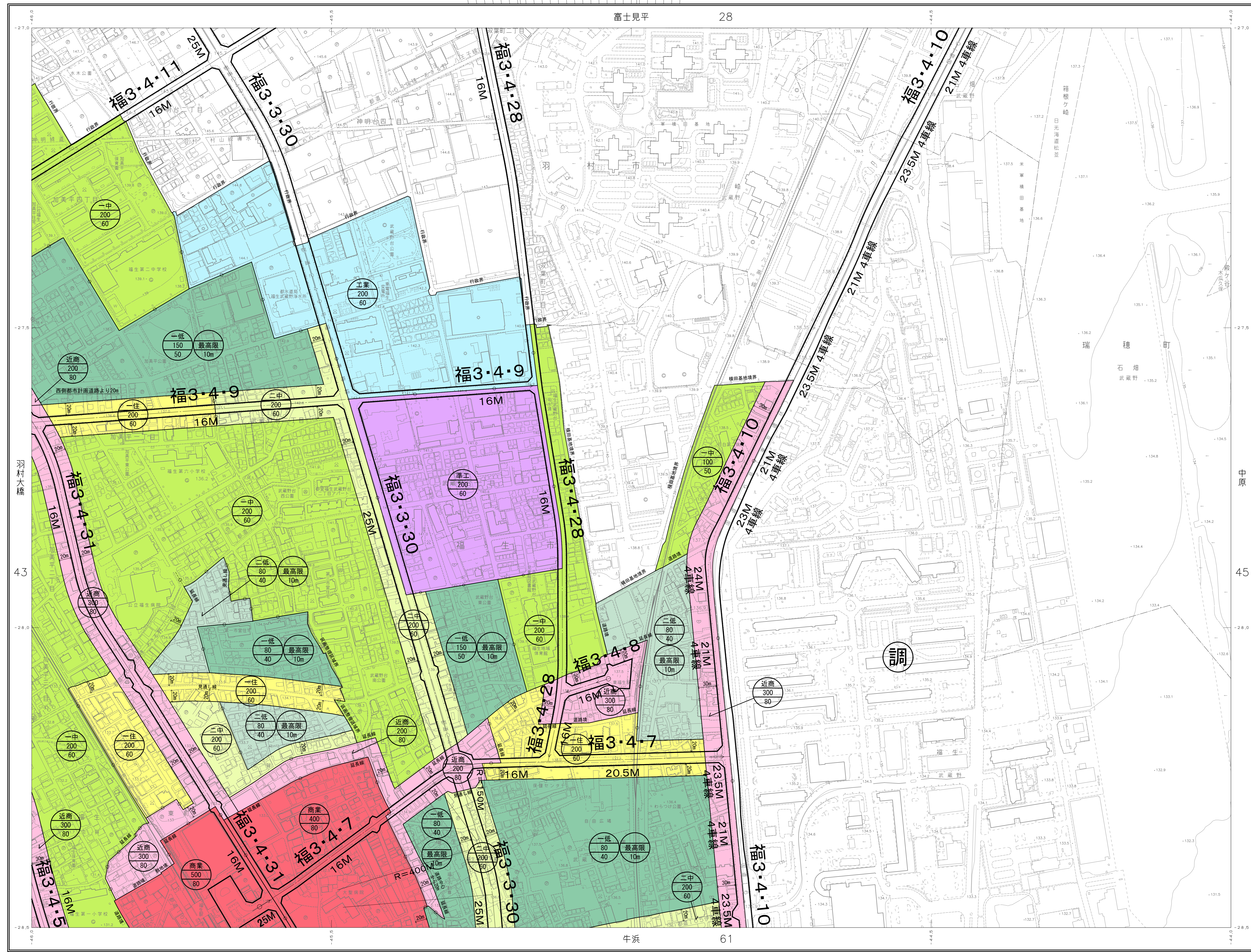
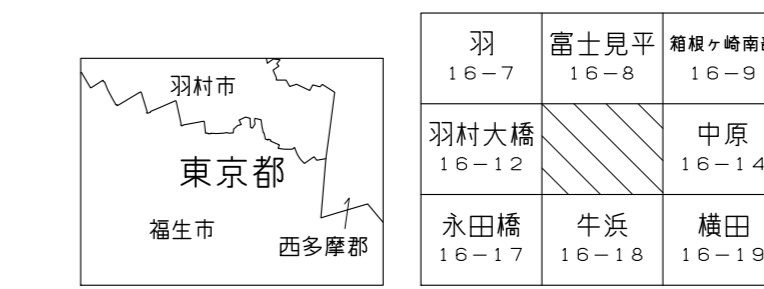
8 方位角に対する方位角の偏差 (電磁気的) は、2011年10月現在、方位角 (方位角) の測定方向は、方位角 (方位角) の測定方向で、方位角約7.0°。

9 東京湾公共事業局への照会は行わない。

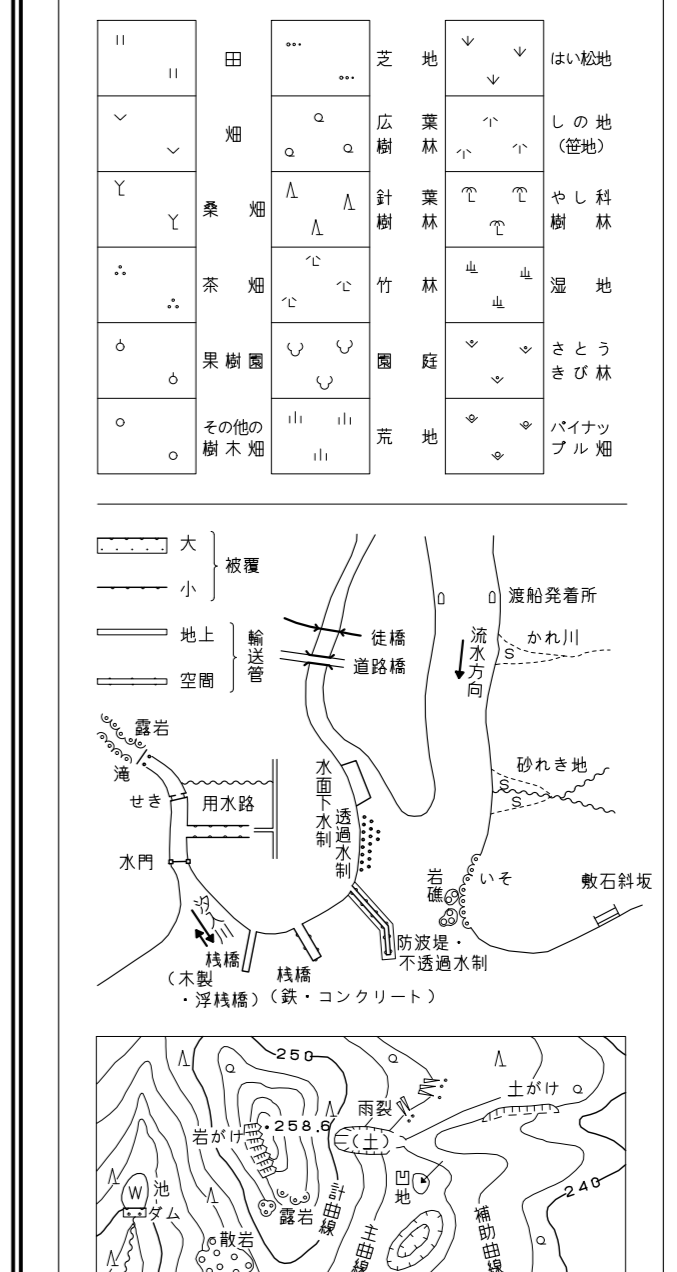
福生市 用途地域

1:2,500 福生都市計画用途地域(福生市決定)計画図 044
16-13 (IX-KC98-2) H28.3.14 (道路網図作成年月日)

東福生



凡例 (Legend) table with symbols and text for various zoning types and features.



1 基準高は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面図算出基準の高程値である。
2 投影は、横メルカトル変換。
3 平面図算出基準は、世界測地系で、内国界の外側に示す(キロメートル単位、縮尺:1:50,000)。
4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)。
5 等高線の間隔は、2メートル。
6 境界(地籍境界)の位置は、(地籍)の北が指す方向)は、下図内図算出基準の中央における距離方向線との交点を中心として、上記外図算出基準に、50印(縮尺)、及び(縮尺)を示した方向。
7 方眼(方眼の縮尺)の方向は、縮尺1:50,000の北の縮尺は、縮尺1:50,000。
8 縮尺1:50,000の縮尺は、縮尺1:50,000の縮尺は、縮尺1:50,000。
9 東京都公共基準高への照準立入は禁ずる。

平成9年測量(1)
平成11年測量(2)
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

1:2,500

この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都総務局2,500分の1地籍図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基交審第73号(承認番号) 3都市基計第144号、令和3年7月28日
(承認番号) 3都市基保第151号、令和3年8月24日

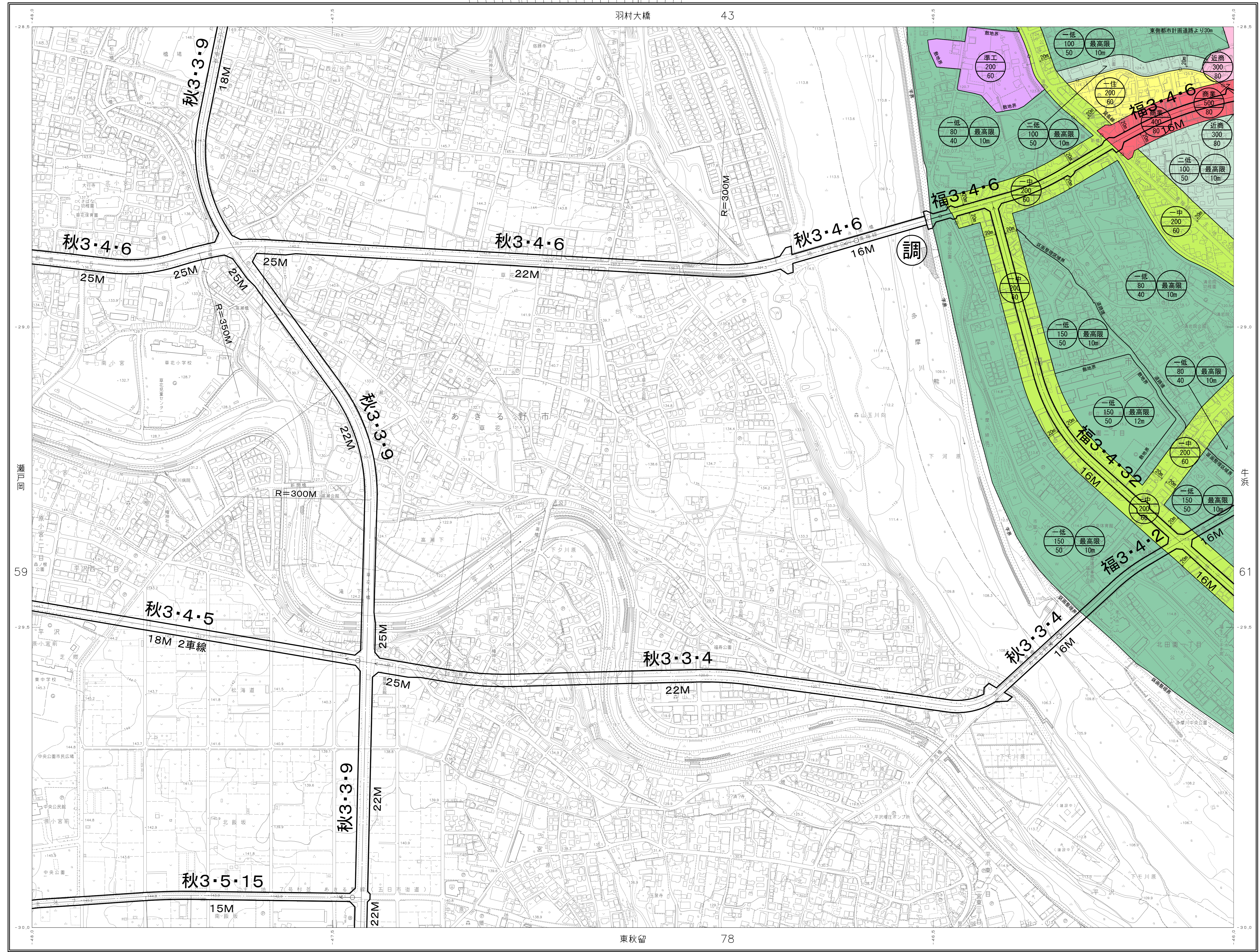
東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

福生市 用途地域

1:2,500 福生都市計画用途地域(福生市決定)計画図 060
16-17 (IX-KC98-3) H28.3.14 (道路網製作年月日)

永田橋

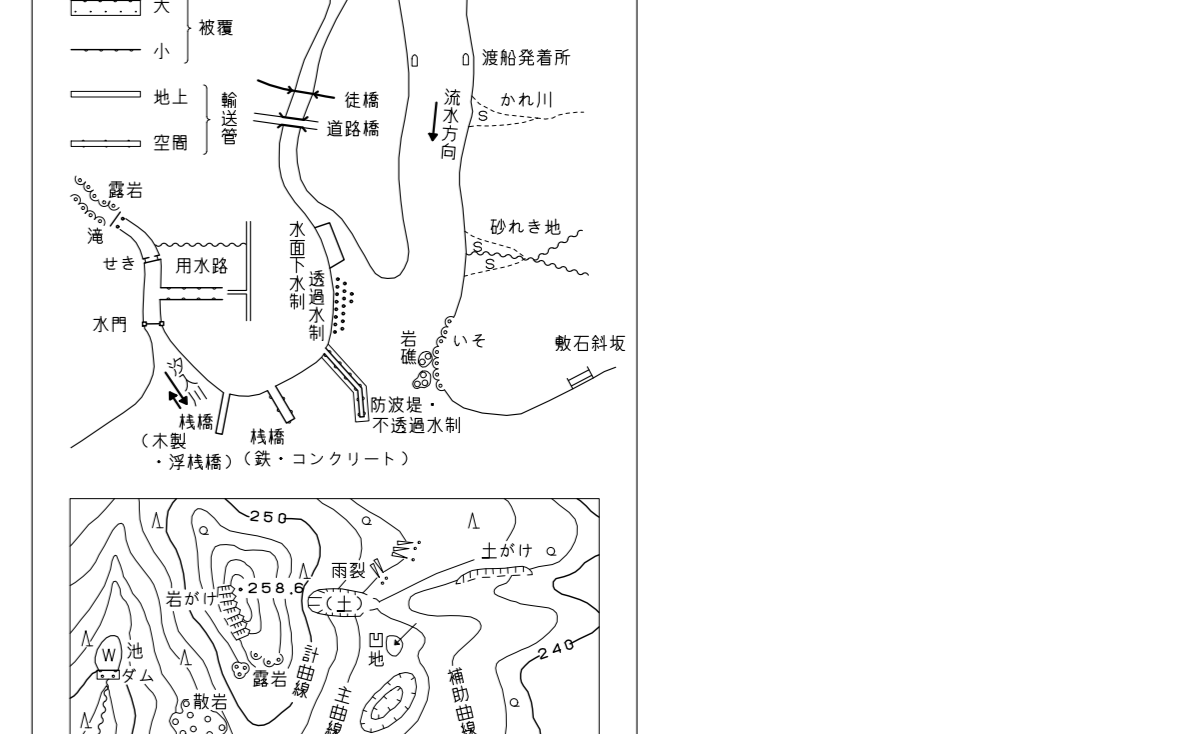
東京都	福生市	羽村大橋	東福生
東京都	福生市	羽村大橋	東福生
東京都	福生市	羽村大橋	東福生
東京都	福生市	羽村大橋	東福生



凡例

■	第一種低層住居専用地域
■	第二種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域

○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園
○	公園	○	公園



1 座落系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面図面座落系第1号の座落系
2 投影は、横メルカトル投影法
3 平面図面座落系は、世界測地系で、内国部は、外測地系(キヨウメイトル単位、縮尺:1:50,000)、外測地系は、世界測地系(キヨウメイトル単位)で、縮尺:1:50,000
4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
5 座落線の精度は、2メートル
6 南北(座落の方向)は、磁石の針の方位(方位角)は、下図内図面と図面の中央における距離方位線との交点を中心として、上図内図面上に、方位(方位角)及び(方位角)を示した方向
この場合、方位角は、30°単位を目盛りとし、10°単位で表示

平成11年測量
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正

1.平成24年11月最終空中写真
2.平成25年7月最終測量

1:2,500

この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京府図尺250分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基交審第73号 (承認番号) 3都市基計第144号、令和3年7月28日
(承認番号) 3都市基計第151号、令和3年8月24日

東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京

7 方位北(方位線の方向)に対する真北の偏差は、東緯約10°
8 南北に対する方位線の偏差(磁気方位)は、2019.0年磁気方位(第一版「磁気方位」)で、偏差約7.00°
9 東京府公共事業局への提出立入は禁ずる。